### 國學院大學学術情報リポジトリ

国学的教育機関に関する基礎的考察: 「近代国学と教育」の視座から

|       | T                                 |
|-------|-----------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese                      |
|       | 出版者:                              |
|       | 公開日: 2023-02-06                   |
|       | キーワード (Ja):                       |
|       | キーワード (En):                       |
|       | 作成者: 藤田, 大誠                       |
|       | メールアドレス:                          |
|       | 所属:                               |
| URL   | https://doi.org/10.57529/00001304 |

# 国学的教育機関に関する基礎的考察

# 「近代国学と教育」の視座から―

藤田

大誠

考察することの重要性が見い出されたが、各教育機関の質については、 対する積極的な取り組みに注目した。その結果、 學院大學)の経営母体であつた中央(東京)の「皇典講究所」(本所)とともに、全国各地 究に対する批判的検討に基づき、「近代国学と教育」といふ新たな視座を提示した。具体的には、 に注意を要することを指摘した。 に焦点を当てて、「職業資格の認定=付与」に関はる神職や教員の養成事業、さらには中等教育機関設置を含む普通教育に 分所」や様々な神職団体が設立した「地方神職養成機関」を中核とする「国学的教育機関」といふ殆ど学界未知の研究対象 本稿では、これまで近代日本における「教育と宗教」や「大学と宗教」といふ枠組みを前提として進められてきた先行 中央・地方における国学的教育・神職養成機関の社会的役割とその意義を 戦前期においても厳しい意見が出されてをり、 (地方)に設置された「皇典講究 近代において國學院 ( 國

### 【キーワード】

近代国学と教育 国学的教育機関 皇典講究所・ 國學院大學 皇典講究分所 地方神職養成機関

はじめに

組みを前提として進められてきた先行研究に対する批判的検討 関」に関する予備的・基礎的考察を行ふことにある これまで殆ど未開拓の研究対象であつた近代の 学際的視座として を行ひ、それらとは異なる新たな視座として「近代国学と教育 具体的には、 本稿の目的は、 従来 人文社会系、特に歴史系学問分野を横断する 「近代国学と教育」といふ問題設定を試み、 「教育と宗教」 」や「大学と宗教」といふ枠 「国学的 ?教育機

以来の、

因みにここでいふ「国学的教育機関」とは、

近世に勃興して

「神道」をその本質と捉へる日本の伝統的精神・

普通教育といふ社会的役割を浮き彫りにしたい。 といふ問題設定を打ち出す。その上で、近代において國學院 はる神職や教員の養成事業、さらには中等教育機関設置を含む 神職養成機関に焦点を当てて、 所)とともに、 めとする神職団体が設立した「国学的教育機関」としての地方 の経営母体であつた中央 全国各地に設置された「皇典講究分所」をはじ 「職業資格の認定=付与」 (東京) の 「皇典講究所」(本 ( 國

代国学」を中核理念に据ゑた教育機関を指すこととする。に関する総合的学問としての「国学」の近代的形態である「近

### 二 「近代国学と教育」といふ視座

# (1)「教育と宗教」の観点では捉へ切れない「神道系大学

門学校、 期に創立された私立の國學院(國學院大學)や官立の神宮皇學 門系)大学」の在り方などを対象として、 1 定による検討が進められてゐる。これらの先行研究では、 教育史などの観点から、「教育 カテゴリーとしての「神道系」(神社神道系)の高等教育機関 館 などの学問形成、 ·教系」と同様に、「宗教系」といふ範疇内に分類される下位 近年、 (神宮皇學館大學)に言及する場合、「仏教系」や「キリス 帝国大学における「宗教学」や「仏教学」、「神道学 大学)として位置付けてきた。 僧侶・宗教教師養成などを含む「宗教系(宗 (大学)と宗教」といふ問題設 主に宗教史、 仏教史、 明治 (車

けに留 る。 取り扱ひに甚だ苦慮してきた様子が見て取れる。これは、近代 る場合、 学を「神道系」大学と捉へることは至極妥当であるやうに見え らすれば、「神道」を建学の精神とする國學院大學や皇學館大 教系・キリスト教系の高等教育機関よりも考察の比重が極端に 述した「教育(大学)と宗教」といふ枠組みから歴史的に捉 現 在、 しかし、これら「神道系」の高等教育機関については、 まってゐる。 (4) 「神社」の大部分が「宗教法人」となつてゐることか 木に竹を接いだかの如き記述で甚だ座りが いづれも例外的な扱ひとして言及されるばかりで、 要するに先行研究では、 「神道系大学」の きい 位置付 先 仏

教」といふ問題系では十分に回収出来ないことを示唆してゐる。における國學院、神宮皇學館の社会的意義が、「教育(大学)と宗

### (2) 神社神道の公共性

家的・公共的な性格が関係してゐる。変容させつつも、古代以来一貫して歴史的に持ち続けてきた国理由としては、神社(神社神道)が、時代によりその在り方を「神道系大学」が「宗教系大学」の枠組みに収まりきらない

こに関はる祭祀であつた。 現してゐたといへるが、 ゐたのが、 の土地との密着性や祭祀空間 て、それらと明確に区別される性質 歴史的に見て、 神 (カミ)を祀る空間」 仏教寺院や仏事・法会にも一 一般的により「公」 (境内) (国家的公共性) の開放 としての神社であり、 的性格が強く、 性などの点にお 定の公共性 を持つて は そ そ

-64 -

違和感を持つ向きもあらうが、少なくとも当事者の神職をはじ 域へのより積極的な参入(社会参加) 事化」といふ発想は希薄であつた。 して持つてゐた認識であつた。 め 向性が強かつたといへる。 神道人による具体的な言葉としては「神祇官興復」)といふ志 歴史的に有してきた公共性の 家・政府より求められた)際においても、 担ひ手である神職は、 その意味で元来、 国家・ 政 府、 地方官などの為政者や地域社会の 国家的公共性といふ性質を持つ神社祭祀 僧侶や宗教教師とは異なり、 このことは、 〈再確認〉 神職は、 が目指された とその 現在的見地から見れば その実際の運動では、 近代にお 〈復興〉(近代 所謂 Ĺ (或いは国 ハ々が いて公領 脱私 .共通 0

祭祀空間であることが確認された。 家の世襲廃止などの措置によつて、 特に社僧・供僧、 人一家ノ私有スヘキに非サル」空間、 神仏判然」(神仏分離) 掃し、その「公共性 や 実情としては祭祀奉仕者 「私物化」 影響力を行使してゐた寺院の僧侶)による「私 の一面が露はになつてゐた神社の近世的形態 」を恢復することを目的として維新期 が行はれ、 (世襲社家もさることながら、 神社は 明治四年の社領上地や社 つまり国 国 家的・公共的 家ノ宗祀ニテー

が として朝令暮改的に目まぐるしく展開してゆく中で、 道界内部の争ひ おける薩長 政 府による神祇祭祀興隆や国民教導に関はる政策が、 非宗教論」 さらにはこれ以後、「祭政一致」のスローガンに基づく維 神道治教 (薩摩・長州) へと舵を切ることとなる。 (非宗教 (祭神論争) 論」といふ戦略を打ち出し、 勢力のパワーバランスの変化を背景 の反省もあつて、 明治政府は さらに神 政府内に 真宗教団 神 新

# (3) 「宗教」といふ枠組みからの解放

会的役割を明らかにすることでもある。

食み出さざるを得ない面がある。本に新たに定着した舶来概念に過ぎない「宗教」の範疇からは本に新たに定着した舶来概念に過ぎない「宗教」の範疇からはに区別された「国家ノ宗祀」としての「神社」の存在形態といこのやうに複雑な経緯を辿り、仏教や「教派神道」とは明確

筆者は「近代国学と教育」といふ問題設定を行ふことにより、上、「宗教」といふ枠組みとは別の視座が必要である。それ故、座からは國學院や神宮皇學館の歴史的位置付けが困難である以しかし、先述の如く、「教育と宗教」や「大学と宗教」の視

代国学」に着目する視座である。 ふ枠組み・固定観念に囚はれることなく、「学問」としての「近先行研究の難点克服を図りたい。言ひ換へれば、「宗教」とい

通教育 学的教育機関」 問の性格や神職養成、 割を適切に把握するためには、この視点だけでは全く不十分で 公共性を体現する場とされた「神社」(神社祭祀、 することが可能になる。また、別言すれば、 的教育機関」として捉へ直す必要がある。 あつて、どうしても「国学」(皇学)を中核理念に据ゑた 誤りとまではいへないものの、 校」(学校教育、 近代の國學院や神宮皇學館を「神道系」とのみ捉へることは、 さうすることによって初めて、 (初等・中等教育) 学術研究)といふ二要素の関はり方や両者 を媒介として、 教員養成、 への眼差しについて、 近代日本においてともに国家的 その教育機関の性格や社会的役 これらの教育機関における学 社会教育の実態、 かかる試みは、 神社神道 総合的に さらには普 の社

解き放ち、 ことにも繋がる。要するに、これまで殆ど未開拓であつた「「複合的・重層的に絡み合つた複雑な社会生活の実態を炙り出 もし 学的教育機関」といふ聊かマイナーな検討対象への地道な実証 的アプロ 社会的)、 討することは、 な研究からすれば取るに足りない、 近代の れ ーチは、 〈民〉(私的・個人的) "神社神道」 が、 総合的学問である「近代国学」といふ文脈から再検 改めて〈官〉(国家的・政治的)、 所 大上段に構へて理論的に語る「ダイナミック」 謂 国家神道」 を一旦「宗教」とい の位相での在り様や、 研究の方法論的 甚だ些末な事柄に見えるか ふ固定観念の 〈公〉(公共的 転回に繋がる これら 軛 から

可能性を十分に秘めてゐるものといへるのである。

# 三 「国学的教育機関」に関する歴史的課

# (1) 明治期における「国学的教育機関」の変遷

舞台 学と皇典講究所系国学の合流)。つまり、 学」を体現する人的資産の殆どは、 年における京都の皇学所・仮大学校 官立となるが神宮皇學館も)であつた。 して存在したのが、 西洋近代化路線が着実に進行する中で、 して同二十三年に設立され、 教育機関として創立された皇典講究所、 (後に帝国大学文科大学) (本校) 治維新以後の は次第に失はれ、 (後の國學院大學) に引き継がれてゆく の挫折、 さらには明治前期における東京大学文学部 一私学の皇典講究所・ 国学的教育機関\_ その国学的伝統を担ふ 附属古典講習科の廃止以降、 当初から高等教育機関を志向した 明治十五年に国学的 (京都学校)、東京の の歴史を繙くと、 明治国 さらには同 国学者にとつての 國學院 [家の文明開 「最後の砦」と (帝国大学系国 (また、 :所を母体と 「近代国 研究 明 大大学 後に 治 「表 化

史観が国民 近代の初 この指 夙に国文学者の阿部秋生は、「近代国学として重要なことは、 大學が、 における国学的高等教育機関はもとより、 たる 摘 や近年の ・中等教育の中で、 民 (高等教育、 般の間に普及浸透したことであろう」と記 近代日本における諸学問 0) 研究成果を踏まへるならば、 「国学的教育機関」である皇典講究所 普通教育、 国学の復古的・国粋的 社会教育 (近代人文諸学) の現場で果たし 「近代国 維 新 ||古典 期 れ し た<sup>(15</sup> 典観・歴 学最: 以 0) 来の 形成 或 後

た役割は、強ち無視出来ないものがある[6]

# (2)神社や学校の現場への人材供給

会の公共的拠り所ともなつた神社や学校の現場への(宮) う。 取り組みやその 第二に国学的教育機関における神職や教員の養成、 の社会的通念との関はりについて考察する必要がある。 などの普通教育用教科書や参考書など諸テキストの による指摘についても、 日本における国家的公共性を体現する場であるとともに地 はさほど無い。 しく、その教育史的位置付けも明確では 近代国学」や「国学的教育機関」に関しては事例 第一に近代の国学者によつて編纂された国語 この点を立証するには大きく二つの課題があら 実態についての検討が挙げられる。 現状では、 それを裏付ける実証 ない。 先述の阿部秋 歴史・ 即ち、 人的 内容と当時 研 また、 究 供 的 近代 修身 域社 |研究 が乏 給

即ち将立 ば、 というゆるやかな意味」で捉へ、その養成は 割の考察であり、 をも含めた課程 格試験」によつて担はれると説明してゐる。 らの卒業証書を有する者に限られている職業のすべてを指す 度に専門化した分野を基盤とする職業に限定するよりも、 与の実態解明に他ならない。橋本鉱市は「専門職」について、「「高 格化」に伴ふ「職業資格の認定=付与機関」特にこの第二の課題は、近代日本社会の かに幅広」 國學院大學では 来奏任待遇の な視野の下に、 や中等学校教員養成とい 国学的教育機関における 官国幣社 高等神職養成 「その職への就職が高等教育機関 宮司 (卒業生に学階 権 営司, ؠؘ 「教育資格の職業資 「専門職 この定義からすれ 成り における社会的役 「高等教育」と「資 まさしく高等教 得る者の養成 「学正」 授与、 の資格付 はる

置し、 等師範部」(明治三十七年の専門学校令による「私立國學院 年に改称) 可 年段階における國學院大學では、 る大学附属の併設教育課程として三年制 育における二大 時の 同 とともに、 |四年に改称| 師範部」を大正九年に改めた「高等師範科」が同十二 を設けてゐたのである。(3) 「神道部 「専門職」 |(同 「専門部」(旧制 や三年制 一年に専門学校令による 養成を行つてゐたといへる。 (同三年、 最も高度な「大学」レベルの 「専門学校」レベル) 四年制に延長) (同十二年に四 「神職部」 に当た 年制に 昭 0) を設 和 認 加

財団法人) とは出来ない。 神 は 体であり、 教育機関」 -職養成機関における多様な活動を視野に入れる必要がある。 大学レベルの高等教育機関を対象とするの しかし、 「分所」 全体における神職養成・教員養成の全貌を捉 や地方神職会が設立、 や全国各地に設置された「皇典講究分所」、さらに 國學院大學や神宮皇學館大學とい 「本所」と呼ばれた「皇典講究所」(明治三十 その全貌を把握するには、國學院大學の 経営した各地の国学的教育 Š みでは、 旧 制 0 専門学校 「国学的 ?経営母 へるこ

### (3) 「学階」 試験と神職養成

まづ、「神職養成」

事業の方から見てゆく。

下神官撰挙」のための「神官試験」(同十九年以降、 全国各地の皇典講究分所は、 「学階」(学正) そもそも、 「神官」であつたが、 行 ゎ 職 明治十五年創立以来、 任を付与され、 司業) といふ神官・ 同二十年に官国幣社では 当初 「国学に関する学力を検定」 神職 から内務省より 皇典講究所 、明治四年段階では全 (本所) 「神職」とな 「学階」 府 並びに 県 社以 して 試

> て る。 る。 四千四百五十二人、「司業」は二万五千五百九十人に授与され 術者ではなく、 割を有してゐた。 ŋ をり、それ以前の詳 階授与数」(明治三十五年や同三十九年の火災で台帳が焼失して た。学階試験の基本的枠組みは同十九年の「学階選叙式」によ された。 を検定して与へられるもので、これが神官・神職の任用資格と つて形成されたが、 国文」「法制」「祭式」であり、 官 同二十七年には府県社以下神社も全て は伊勢の神宮のみとなつた) つまり、 それ以前に当然「国学者」たるべき者であ 神官・神職は、 「学階」 昭和十八年段階の検定試験科目は 細は知られず推定) は、 同二十一年一月末日調べの「学 あくまで「国学に関する学力」 単なる神社奉仕の特殊専門技 の任用資格授与といふ役 に拠れば、 「神職」 「学正」 とされ、 は

編輯された。これらは以後、 遺、 編纂せるもの」とされたやうに、 般の人士をして、 の用書や「各地神職講習会」の「教授用書」としてのみならず、「一 ねた。さらに、 や講述による また、 般社会に普及したことが重要であ 土佐日記、 明治二十 「学階試験科目全書」(古事記や日本書紀、 例へば 祝詞式などに関する学階試験用参考書 我が固有の道義の概要を窺知せしめむが為に 应 年 ・頃から、 『古道概要』 発行元などを変へて何度も版を重 皇典講究所関係国学者らの校閲 国学的 が学階試験における道義科 な古 典 0 読み方を広く が多数 古語拾

検定を受けることの出来る資格は、「学正」が國學院大學の学二等司業」は高等小学校卒業レベルとしてをり、また、無試験格は、「学正」は基本的に中等教育機関卒業レベル、「一等・なほ、昭和戦前期において試験検定を受けることの出来る資

は皇典講究所の神職養成部卒業者であつた。 高等師範部卒業者にして祭式を修めた者で、「一等・二等司業」 (3)

ことが決議されたことで、 要ノ学科ヲ設置ノ件」が報告され、翌年の第三回評議員会で「神 設して新たに に を行つてゐた訳ではない)。そしてこれに加へ、明治三十一年 授与といふ事業を大きな柱の一つに据ゑて出発したのであつた もう一つの大きな柱が建てられた。 委託された「神職養成」事業を行ふ神職養成機関の形式が整ひ、 (つまり厳密に言へば、その出発点から「教育」を伴ふ ]四十三年の .開かれた同所第二回評議員会において「神職志望者ノ為ニ必 要するに皇典講究所は、「神職任用資格」の検定試 二適応スベキ学科速成ノ目的ヲ以テ神職講習会ヲ設置」する 「神職養成」 「神職養成部」設置によつて初めて、 の機能を持つこととなる。さらには 同三十三年から 「神職講習会」 内務省から 「神職養成 験 %実施 を開 Ш

を開設 八年、 で開設された 年より内務大臣の委託を受け、 附属神職部 されたことに伴ひ、 のうち神職教習科で判任待遇の神職を養成したのであり を入学資格とする「神職養成部」(同三十三年から同四十二年ま 者を二年 まりこの年、 中等教育機関卒業者を一年制の甲種、 尋常神 ・制の乙種と区別)、 設置とともに閉鎖となるも、 「神職講習会」を発展的に解消) 内務大臣より「本所」に神職養成事業が委託 職養成を行つたのである。 原則として「中学第三学年修了以上ノ者 これは昭 改めて二年 和 これとは 二年の 制 中学第三学年修 0) が設けられ、 神職 國學院大學 別個に同 養成部 (大正 そ

但し、「国学的研究・教育機関」としての「本所」における「事

の六つが挙げられてゐる。近代の「国学語演及講習会の開催、⑤図書雑誌の出版 斯様に多彩な事業を展開してゐたのである。 教育機関経営や 院大學の経営、 業」の重要な柱はこの他にもあつた。 ②学階試験の施行、 「神職養成」 のみを行つてゐただけではなく、 ③典 国学的教育機関\_ 昭 放文献 頒 和 布、 戦 前 (6) 0 期には、 神職 研究調査、 は、 養成事業 ① 國學 (4)

## (4) 國學院の設立と中等教員養成

る。 しか しか 争で、 教育機関」として同十五年に創立された。 学校教師を輩出する「師範学校」に倣つて「神道ノ興隆 局生徒寮とは一線を画して明確に な点が多く、 織する国民教化の中央機関であつた神道事務局が明治九年、 そもそも皇典講究所は、「大教宣布」に関はる神道教導職が 論争」(大教院神殿以来の造化三神及び天照大御神の奉祀に加 本局・分局・支局に設置され、「小学卒業」の十四歳以上を生 めに神官・教導職を養成する機関として設置した生徒寮 分離」(宗教的教義と学問 幽冥主宰神」 しかし皇典講究所は、 勅裁にて宮中三殿遥拝に決す)の反省を踏まへ、 「高等教育」と「教員養成」 最大八年間で卒業といふ規定であつた) その「教約」 たる大国主神を合祀すべきか否かとい (国学) 神道事務局神殿の祭神を巡る 類にも変動があるが、 の分離) 「非宗教的」な「国学的 0) 面に目を向けてみよう。 に基づき、 神道事務局 を前身とす 神道事務 ふ神学論 研究 (不明 のた 小 0

た「神道非宗教論」を「神社非宗教論」として受容したこと、内務省社寺局が、主に真宗教団によつて執拗に展開されてその背景には、「政教分離」(国家と宗教の分離)を目指す政

て同所に委ねるといふ構想が示された。

賜ひ、 ために皇室 は、 教義との が 0 九日付 とを分離 内務卿松方正義が太政大臣三条実美に提出した同 「政教分離」を目指し「祭教学分離」(「教義」 神道事務局以来の 分離 同年 が出され 「皇典講究所設立 (宮内省 月二十 が明確に謳はれた上で、「皇典講究所」 の施策として内務省達乙第七号 てゐる。 から特旨を以て若干の 一四日には 旧典古儀修習 一のための御手許 皇典講究所創立 「祭教分離」(神社祭祀と宗教 者 金下賜」 0) 御手許 直 接的 0) (神官と教導 と 訓育を拡充 宝金の 1契機 0) 「学事 請 十四四 肺願 (32) 書で 七 及とな 下付 設立 職

建係 校地 明 き届けられ、 内務卿に た。 が義務付けられてゐたが、 が 〈草案「皇典講究所生徒徴募概則案」 には卒業後の「神官奉事(⑶) を備され、 皇典講究所\_ そして八月二十一日には、 徳性涵養」を目的とする (東京市麹町区飯田町、 | 国学者松野勇雄を中心に皇典講究所の組織や規則 同十五年二月に有栖川宮幟仁親王を初 「皇典講究所設置願」を提出してこれが二十三日に聞 神道事務局とは明確に分離された、 六月三十日に生徒を募集した。 が正式に設立された。 国学的研究 実際の募集時にはこの条件は外され 大正十二年渋谷移転)に定め、 神道副総裁岩下方平が山 ·教育機 当初の生徒募集要 代総裁に戴 専ら 関 として 国  $\mathbb{H}$ 体講 など 顕 W 「創 7 義

として出発した皇典講究所は当初、 たが 宮内省 改 十五 本科 の御下賜金や官国 江皇典講 <u>;</u> <u>;</u> 十 年)、 -五歳の 究所規則 中等教育レベル 幣社 生徒を対象とする修業年 など一 同 「小学卒業以上 一十三年には、 0 般 殿の寄附 生徒教養」 金を この 経済的基 哴 ノ学力」 を行つて 五 >教育部 年 **字** を 盤

> 門を抜 また、 學院を設立し 建議が度々議決されたが、 り、「國學院大學」に改称後は大正九年に大学令大学へと昇格)。 (「私立國學院」 やこれと同等の学力を有する者を対象とした修業年限一 因みに、 同三十年前後の帝国議会においては 本的に改正して、 明治十七年には皇典講究所の「官立化運動 (國學院規 は同三十七年に専門学校令による専門学校とな ))、 「尋常中学校ノ卒業証書ヲ有 結局は実現しなかつた。 明 確に高等教育機関を志向した 「國學院 玉 が スル 庫 あり、 者

雑誌』 当たつてゐた。 これ以後も「普通教育」「 により私学を含む許可学校方式の無試験検定制度 長となり、 立した。 事松野勇雄の協議によつて皇典講究所内に「補充中学校 はれ、その上で、「此の目的を達せんには、まづ此の学問 第二五号 れて東京府管理へと移り、 真に普通教育の基礎たらしめんを要とす」と述べられてをり 員養成」(師範教育) 一十七年には「城北尋常中学校」と改称して皇典講究所から 府立第四中学校」(現・東京都立戸山高等学校)へと発展する。 なほ、 そして 國學院では、 東京府立第一中学校教師であつた今泉定介と皇典講究 0) 明治二十年代に皇典講究所は、 同二十三年には 「発刊の趣旨」 「公立私立学校・ 私立國學院 同二十六年の松野歿後は今泉が校長となつた。 当初から 同二十一 への関心が高かつた。 年、 は、 師範教育」 には、 「普通教育」(初等・中等教育) 以後、 「共立中学校」と改称して松野 外国大学校卒業生 明 東京府の中等教育を補完する目 「国史国文」 治三十二 「東京府立城北尋常中 関連論考が掲載された。 一年四月 中学校を設立し経営に 國學院発行 の普及と ノ教員免許ノ件 五日の 師範学校 文部省令 研 をして、 究が [國學院 や を設 所幹 同 校

する」 学館 部、 ŋ 進路記録には、 検定が認められてゐた。 が る制度) 履修した者が無試験で中等教員免許の検定を受けることが出 許可を受けた公私立学校に三学年以上在学して特定の学科目 中学校・高等女学校のいづ て神宮を初め全国各神社に奉仕するもの一千七百六十余名に達 などでも高等学校教員 英語など)の開拓校の一つであつた。これが同三十七年の師範 一千三百余名に及ぶ。 大学専門学校教授を初め、 (各教育機関) 大正九年五月の高等師範科、 私学における「中等教員養成」(歴史、 とあり、 また、 (後の東洋大学) とともに逸速く許可学校となつた。 が成立した際、 「学部」各学科をはじめ、 「卒業者総数七千有余名中の大多数は教員にし 神職よりも遥かに多数の教員 を輩出してゐたのである。 其中校長は四十余名。 (学部卒業者)及び中等学校教員無試験 昭和十五年までの國學院大學卒業者 東京専門学校 れかの卒業証書を有し、 全国各中等学校に奉職するもの 同十二年の高等師範部 「予科」や (後の早稲田 国語、 次は神官神職にし (初等 漢文、 「附属神道部 大学) 文部. 中等 修身、 大臣 へと繋 つま や哲 来

### 兀 地方神職 養成機関 の社会的

0 お

て、

國學院大學がどの程度の存在感を示し得てゐたの

今後の重要課題といへる

いての詳細な検討は、

すでに先行業績はいくつかあるが、

戦前における教員養成に

かに

### 1 近代的なプロセスを伴ふ神職任用制

た皇典講究分所や、 皇典 清 究所 本 所 0) 一分所\_ 「地方版」として全国 ] と密接な関係を有してゐた同業 各地に存在

> 教育・ 組合 「本所」にも増して殆ど未開拓の研究対象であつた。 神職養成機関の社会的 (ギルド) 的 組 一織である地方神職会などの設立した国学的 教育的機能については、

する どは、 神社協会や神宮奉斎会の支部、 棲み分けが図られたり(時には吸収、 なつて組合的職能団体としての「神官 前身とする「皇典講究分所」 てゐたことも多い)についても注意が払はれてゐな ついて言及することはない。 として設けられてゐた地方の 神社界を検討対象とする研究は増加傾向にあるものの、 近年、近代の 集議) 「教派神道」とも併存してゐたこと(しかも人的に重 明治初年の 所—神職会」 「神職」や中央・ 「大教宣布運動」 の多くも生成し、 また、これらの「分所」 の独自の性格やその社会的役割に 「中教院」 或いは「神道本局」をはじめと 地方の神職団体 における神道教導職の拠点 軋轢も生じた)、 (神職) や「神道事務分局 「分所」との 管理 (神職会) (取締、 が基盤と · 共存 さらに その を 殆 Ш

務

ゼ 校教員など)と神職の兼務など、 来社家の継続と社家以外の人物の神職任用、不採用とされた「婦 供僧の還俗 祇道家としての吉田 神職においては、 年には実質的に世襲に復した神社も数多い) 十四日太政官布告第二三四の 間における人的異 そもそも、 (国家的公共性の確認) (女性 神 復 維新期の 職 ( (飾) (後に 近世神職の 動 による神職 一・白川両家支配からの脱却、 再 「神仏判然」(神仏分離) 神 誶 に基づく「神官世襲廃止 官 価 「本所」(家元的存在) 「神社ハ国家ノ宗祀」といふテー 神 神社間 の転身・ 近世的な奉仕形態とは全く異 職 0 同 !或いは行政庁と神社と 職 奉仕形態の変化、 兼 を経過した近代 務、 や明治四年五 別当・ 他 であつた神 業 社僧 ΙH 月

十分注意しなければならない。質で近代的な神社祭祀の奉仕者へと転換がなされてゐたことに

養成」 神部署神職任用令」や内務省令第一〇号 があつたこと 程を卒業または修了することが求められてゐたのである。この 階試験」によつて「職業資格の認定=付与」を受けること、 尋常試験」)や地方庁における「社司社掌試験」、皇典講究所 やうに神職になるためには、「資格試験」 11 原則として、「官国幣社神職試験」(「神職高等試験」及び (任用規則」) は とりわけ、 と皇典講究分所における「国学に関する学力」の検定 といふ極めて近代的なプロセス 神宮皇學館や國學院大學、または地方神職養成機関の課 近代的な神社の「神職」に任用されるためには、 (明治三十五年の勅令第二八号「官国幣社及神宮 は、 教育史的観点から見て特に重要である。 (選抜過程)を経る必要 「府社県社以下神社 や「教育機関による 「神職 或 本

## 2)地方神職養成機関の多様な形態

では、地方神職養成機関の経営者、設立年、修業年限、 経営母体とする「地方神職養成機関」である。 入学資格は、各機関の学科の種類(予科、本科、専修科、 合はせによつてそれぞれ区々であり、 /三十七の間)、 覧 (昭和 本稿で特に注目するのは、 研究科) (本所) 生徒数、 一四年調)」及び「地方神職養成機関一覧 (本所認定)」 や修業年限(一~三ヶ年の間)、学科時数 授与学階(一等乃至二等の司業) が作成した「学階無試験検定認定神職養成所 授与学階 皇典講究分所や地方神職会などを (卒業特典)、経費が一覧出来る。 中学校卒、 昭和戦前期に皇 の種類の組 中学三年修 入学資格 専攻科 (十八

の五人が最少であつた。京都國學院の八十九人が最大、島根県皇典講究分所神職養成部了、高等小学校卒程度の場合があつた。なほ、当時の生徒数は了、高等小学校卒程度の場合があつた。な

皇典講究分所神職教習部」神職養成部」、「島根県皇典講究分所神職養成部」、「山口県神職養成部」、「島根県皇典講究分所神職養成部」、「山口県

神職養成部」、「宮城県神職会神職養成部」、「山口國學院」、②各県神職会が経営=「愛知國學院」、「愛知國學院附設臨時

③県神職会と「分所」が共同経営=「長崎県神職養「愛媛國學館」、「熊本國學院」

成

④県神社協会が経営=「福岡皇國學院」

宮學館」(林正木) ⑤個人経営=「大社國學館」(千家尊統)、大分県神職会委託「騰

り、現在の研究段階では正確な数も把握出来てゐない。を持つてゐた。この一覧には記されてゐない養成機関も多くあ一口に「地方神職養成機関」といつても、非常に多彩な形態

「分所」を母体として登場して来るのである。 で称々である。例へば、早い成立事例である京都府では明治 地で様々である。例へば、早い成立事例である京都府では明治 地で様々である。例へば、早い成立事例である京都府では明治 地で様々である。例へば、早い成立事例である京都府では明治 地で様々である。例へば、早い成立事例である京都府では明治 では明治 では、早い成立事例である京都府では明治

となつた地方や「分所」を解消もしくは「神職会」に包含して「分所」が基軸となつた地方がある一方で、「神職会」が中心

しまふ場合もあるなど、 が非常に多様性溢れる存在形態を示してゐ 近代における地方の 神職 団 体 そ

らず、 ば、 た名称や、 事例を断片的に見る限りでは、 人機関」 皇典講究所・國學院大學の -稿で用ゐた國學院 の性格を色濃く有してゐる。また、中には神職 初等教員養成をも目的にしてゐた機関があつた。 は、 「皇学」「皇道」「皇典講究」 その形態は多様であつても、 大學所蔵 少なくとも各地の の関係史料によつて 「地方版」たる「国学的 などの設立目的 「國學」などを冠 「地方神職 養成 いからす くつ 2教育機 0) みな か 養 0

育

院では 成部、 學館では 部 成 皇典講究分所国典講習科 専ら神職養成について明記するもの ニ必要ナル教科ヲ授クル」ことも目的としてゐる と表現されてをり、大分県神職養成所では 大分県神職養成所、 知國學院、 東京府神職会神職養成部 部 國學院大學所蔵 福 岡県皇典講究分所皇国学院、 Ш 2 兼テ社会人心ノ指導啓発ニ当 口県皇典講究分所神職養成部、 「国民教育社会教化ニ当ルベキ者」の )神職と小学校教員の養成について明記 京都國學院、 の地方神職養成機関提出学則類に拠れば、 熊本國學院)に分けられる。 大社國學館、 教習科、 愛知國學院臨時神職養成部、 長崎県皇典講究分所神職養 島根県皇典講究分所神職 (宮城県神職会神職養成 山口國學院、 ルヘキ人材ヲ教育スル 福 岡県 「師範学校入学受験 養成、 神職会神職養成 但し、 するもの 愛媛國學 Ш 大社國 兵庫県 口國學 館 (愛 部 (1) 養

といふ二つの社会的役割を果たさうとする所も多かったが、 三五九号)による「各種学校」扱ひの教育機関を設けてゐた。 地方神職養成機関の中には、 本 的 は 私立学校令 尋常神職養成と小学校教員 明 治 干 月 養 そ 成

> 時期があり、 背景のもと、 階において、 た(以後改称を繰り返し、 とする中学組織とするために 連絡するための予備教育) 設立した事例も見られる。 員養成部と予科はそのままで「神職養成部」 あつたが、 L (同十三年、これを廃し「神職教習部」を設置 (予科・本科→後に普通教育部、 か Ļ 同四十年以降、 さらに一歩 さらには大正三年、 初等教員養成機関 旧 制の中学校や高等学校程 進んで国学的 県下の を施す国学的 同十二年に廃止)。 山 「私立山口國學院中学」 口國學院] (教員養成部) 本科に 小学校教員不足とい 師範学校や東京の 中等教育機関たる中学 つい 中等・高等教育機関で 度に準ずるレ は、 を設置し て「国学」 明 同七年には、 の性格も加 治三 と改 本科とし ふ社会的 國學院に ベ を眼 应 ル 年段 0 教 教 Ħ

岡学館 等学校」と改称・発展して行き、 明 葉県市原市鎮座) 目的トス」(千葉県皇典講究分所飯 高等学校ニ入学セントスル者ニ必要ナル学科ヲ教授スルヲ以テ の影響か、 飯香岡普通学館」、 治三十一年春、 また、 は、 当初から中等教育機関として創立された事 その設置目的には 地 元知識人で飯香岡八幡宮総代の川上南洞 敷地内に「普通学部」として設立した 「千葉県皇典講究分所」 飯 香岡普通学校」、 「神職又は教育官吏タラント欲シ 昭和十九年に廃校した。 香岡学館学則)とある。 「南総学校」、 が飯香岡 例 幡 らある。 南 宮 (規矩 以 飯香

立学校令」 団法人化した「大阪國學院」(58) を構築した極めてユニークな事例である。 放棄して「本所」の さらに、 による 明治四十三年に 統轄から離れ、 財 団 法 人大阪國學院 「大阪府京 は、 独自路 あへて「学階」 皇典講究分所」 線の神職養成機 神 次第に旧制専門学校 職 養成 授与の権 部 が改称 関 設置 限を

た

当時、 様な社会的役割を同時に果たすための学制整備の必然的 神職に限定されない進路を開拓するといふ人材供給に関はる多 校卒業者は小学校教員無試験検定の受検資格を有してゐた) 教育教員など 教育機関 業者を高質な 立浪速中学校」といふ国学的中等教育機関を創立した。これ 、ベルの高等教育機関とその附属中等教育機関の設立構想も浮 「中学校」設立といふ形態に繋がつたといへよう。 結局専門学校は設立されなかつたが、大正十二年には でもあつたが、 大阪府の貧弱な中等教育事業を補ふための「社会奉仕 (旧制専門学校や大学) へと連絡させ、さらには初等 (明治三十三年「小学校令施行規則」 「神職養成」へと接続させ、 加へて、「完全ナル普通教育」を経た卒 或いは卒業生を高等 以 来、 な結果 中 私 0) 学 0

### 五 むすび

國學院大學の卒業生約千五百名中、 居るに過ぎないので、 業生約四百有余名中、 割とその意義を考察することの重要性を指摘してきた。 め なつて居つて、 13 を行つた上で「国学的教育機関」に関する検討課題の 省神社局長佐上信 意見が出されてゐたことには注意を要する。 本稿では、 中央・地方における国学的教育・神職養成機関の 当該機関の質について、 「近代国学と教育」 他の大部分は是亦中等学校の教員である」ため 他の 僅かに其の八分の一が神官神職となつて は、 大部分は中等学校の教員である。 神宮皇學館に付て云へば、 といふ新たな研究視座 実は戦前期においても厳 其の八分の一が神官神職と 大正十四 社 開 本科 0 会的 拓 提 に努 又 内 役

> 斯道界に於ける人物の質と量との改善上から見て、 して、 なる事業であるかと云ふことを示す」と憂へてゐる。 学校も、 して居る者」であることから、 皇典講究所神職養成部卒業生の相当数も「神職社会以外に活 世人の目して神官神職 また、 甚だ宜 師その者の多くが知識徳性共に低級にして、 ありますが、 三ヶ年位にて卒業させて一、二等司業の資格を与へる所も 等小学校二年修業の程度位の者を入学させ、二ヶ その県庁内の社寺課に置かれてある所もあるのです、 社務所に置いてあります、 殊に徳性 格なく、 下の神職の資格を与へる試験です。 は一等司業と二等司業との試験を行ふので、 験を受ける時の試験事務を取扱ふのです、 る事業としては、 て居るのです、 実は中等教員 講究所分所は今日殆んど全国の各府県に一個所設置され 昭和十年の 学校当局者の意向の如何に拘らず、 しからざる影響を与へるのです。 当然その卒業生は甚だ低級の者が出 の陶冶が非常に不十分にて、 之れはどうしても教師に適当の者が無く、 設置の場所は大抵その府県下の或る神社 (の養成に力を用ゐて居る」と述べ、 『神道年鑑』 その地方の神職の子弟が、 教養の最高学府と為して居る是等 併し兵庫、 「神官神職の教養と云ふことが には次の如く記されてゐる。 亦此 群馬、 之れ 其の結果から推 0) 而して学階試 が 分所の中に、 奈良等の 教師たるの資 共に府県社以 神職の学階試 来るのです、 神職界全体に かに 年乃 さらに 如 主な 木 0 高 教 至

維持も困難であり、卒業者の捌け口も面白くない」といふ。なく、教師も適当の人物なく、参考書籍も買へないのですからこれは「地方の國學院」についても同様で、「経費も充分で

即ち今後は、 らの総合的な把握を的確に行ふことにかかつてゐるのである。 近代日本社会における等身大の実像を確かめなければ もに踏まへてその社会的役割を複眼的に検 かかる評 新たな研究視座としての「近代国学と教育」を活かすも殺 具体的な史料に基づく精緻な事例研究の積み上げとそれ 価も中 国学的教育・ ・央・地方の国学的教育機関の現実であつた。 神職養成機関の積極 試することにより、 面と消極面をと ならな

 $\widehat{10}$ 

 $\widehat{1}$ 河野省三 『国学の研究』(大岡山書店、昭和七年) 一

頁

 $\widehat{12}$ 

11

- $\widehat{2}$ 拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)を参照。
- 著作・論文ともに多数あるが、近年では、林淳「近代日本における 学と宗教』(法蔵館、平成二十六年)が重要な業績である。 号、平成十四年)や江島尚俊・三浦周・松野智章編『近代日本の 仏教学と宗教学―大学制度の問題として―」(『宗教研究』第三三三
- $\widehat{4}$ 範疇内における位置付けには成功してゐない。 の性格や社会的役割は十分に捉へ切れてをらず、「宗教系大学」の 浦周・松野智章編『近代日本の大学と宗教』なども「神道系大学」 前掲林淳「近代日本における仏教学と宗教学」や前掲江島尚俊・三
- 5 阪本是丸『明治の神道について―神社の公共性と宗教性―』 神社庁、平成十年)。 (東京都
- 6 小島伸之「近代日本の政教関係と宗教の社会参加」(櫻井義秀・外川 ―』北海道大学出版会、平成二十七年)を参照。 昌彦・矢野秀武編著『アジアの社会参加仏教―政教関係の視座から
- $\widehat{7}$ 拙稿「神仏分離後の神社と神官・神職」(『神道宗教』第二二八 平成二十四年)。
- 8 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)を参照。
- 明治二十年創立の哲学館(後の東洋大学)では当初、哲学諸科を学 学」を据ゑてゐた 化学院(戦後、大東文化大学)では、当初から重要科目として「皇 また、大正十二年創立の漢学者教育機関(専門学校)である大東文 けられてゐた(『東洋大学創立五十年史』東洋大学、昭和十二年)。 ぶ正科以外に副科として「儒学」「仏学」などとともに「国学」が設 (浅沼薫奈 「井上哲次郎と大東文化学院紛擾―漢

- 第二七号、平成二十一年)。「近代国学と教育」といふ視座を用ゐれば、 学者養成機関における「皇学」論をめぐって―」『東京大学史紀要 広げることが出来る。 「国学的教育機関」以外における「国学」(皇学)認識にまで視野を
- 要素が無いといふが如き本質主義的なことを主張してゐる訳では無 あり、決して神社神道や祭祀は本来「宗教」では無いとか、宗教的 誤解無きやうに言つておくと、あくまでもこれは方法論的な措置で
- 田派神道の隆盛と没落」(『環【歴史・環境・文明】』六〇、平成二十七年 編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、平成十六年)、阪本是丸「平 黒住真 から示唆を受けた。 「明治初期における「公」的宗教の形成とその倫理」(三谷博
- 二十三~二十五年度科学研究費助成事業基盤研究(C)「近現代日本 研究成果報告書』平成二十六年)で詳述してゐる。 試み─」(研究課題番号:二三五二○○七九、研究代表者:小島伸之 の宗教とナショナリズム―国家神道論を軸にした学際的総合検討の じられるべきか―島薗進著『国家神道と日本人』を読む―』『平成 近年の「国家神道」論については、拙稿「「国家神道」はいかに論
- 前掲拙著『近代国学の研究』を参照。
- 14 13 昭和十五年に文部省所管の神宮皇學館大學となる)については、『皇 治十五年創立の神宮皇學館 (明治三十六年に内務省所管の専門学校、 なればロードス島」と指摘する(「皇典講究所関係出版物に関する 阪本是丸は、「国学者にとって、(…中略…) 皇典講究所こそがいう 學館大學百三十年史 総説篇』(皇學館大学、平成二十四年)を参照。 ―國學院大學の学術資産を中心に―』弘文堂、平成二十一年)。明 一考察」、國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道
- 15 和五十九年)六二〇、六二一頁。 阿部秋生「こくがく 国学」(『国史大辞典 第五巻』 吉川弘文館、昭

16

講究所講演』総目録解題―」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター 推進センター研究紀要』第二号、平成二十年)、「明治二十年代にお に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」(『國學院大 院の研究教育と出版活動」(『國學院大學校史・学術資産研究センター 研究紀要』第一号、平成二十一年)、「明治後期の皇典講究所・國學 ける皇典講究所・國學院の出版活動―『日本文學』『國文學』』『皇典 國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」(『國學院大學研究開発 筆者の関連論考としては、前掲『近代国学の研究』、「皇典講究所 | 第一号、平成二十一年)、「近代国学における 「神道」 と 「道徳

巻和宏編『近代学問の起源と編成』勉誠出版、平成二十六年)がある。 三号、平成二十三年)、「近代国学と人文諸学の形成」(井田太郎・藤 機関における「国学」と「神道」」(『國學院大學人間開発学研究』第 センター研究紀要』第四号、平成二十三年)、「近代日本の高等教育 院大學における日本法制史の特質」(『國學院大學伝統文化リサーチ 念学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年)、「近代国学と日本法制史」 成二十二年)、「近代日本の教育勅語観と神道・国学」(『明治聖徳記 史」(由谷裕哉・時枝務編著『郷土史と近代日本』角川学芸出版、平 學校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年)、「近代国学と郷 『國學院大學紀要』第五○号、平成二十三年)、「皇典講究所・國學

- 17 筆者も註(16)で示した諸論考で断片的に検討したが、大沼宜規「官 学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年)なども参照。 史略、文芸類纂、古事類苑、日本教育史の関係―」(『明治聖徳記念 平成二十四年)、高橋陽一「日本教育史学の成立と国学―日本教育 教科書 · 国学者」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』第二九卷、 史学」(『滝川国文』第二八号、平成二十四年)、同「明治初年の修史・ 四号、平成十六年)、秋元信英「明治二十年代、松本愛重の教科書、 東木村正辞の活動―教科書編纂と沿革調査―」(『近代史料研究』第
- 18 造転換―』(鹿島出版会、平成二十七年) などを参照。 今泉宜子編『明治神宮以前・以後―近代神社をめぐる環境形成の構 研究紀要』第六号、平成二十四年)、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・ 共空間」としての神社境内―」(『國學院大學研究開発推進センター 平成二十六年)、拙稿「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営―「公 の教育史5 公共性・ナショナリズムと教育』(日本図書センター、 川弘文館、平成二十三年)、森川輝紀・増井三夫編 『論集現代日本 年)、荒井明夫『明治国家と地域教育―府県管理中学校の研究―』(吉 教育史学会編『教育史研究の最前線』(日本図書センター、平成十九
- 19 天野郁夫『教育と選抜の社会史』(筑摩書房、平成十八年)二七九頁。
- 20 二十一年)一一~二四頁。 橋本鉱市編『専門職養成の日本的構造』(玉川大学出版部、平成
- 21『國學院大學八十五年史』(國學院大學、 昭和四十五 年) 五四七~
- 『皇典講究所概要』(皇典講究所、 昭和十年)二三、二四頁
- 學院大學八十五年史 史料篇』(國學院大學、昭和五十四年)五〇六『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)九一~九三頁、『國
- 24 皇典講究所編 『古道要義』(皇典講究所國學院大學出版部、

明 治

 $\widehat{42}$ 

 $\widehat{25}$ 

- 五〇六頁。 前掲『國學院大學八十五年史』 四九三~五〇〇、四三八、五 0 깰
- 『皇典講究所第二回評議員会報告 明治三十一年十二月十四 日
- 前掲拙稿「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書\_ を参照。

 $\widehat{27}$ 

26

- 前掲『國學院大學八十五年史』四二七、四三八、五三六~五四二頁
- 前掲『皇典講究所概要』一九~三二頁

28

- 戸浪裕之 『明治初期の教化と神道』 (弘文堂、平成二十五年) を参照
- $\widehat{32}$   $\widehat{31}$   $\widehat{30}$   $\widehat{29}$ 前掲拙著『近代国学の研究』を参照
- 下付ノ件」。 国立公文書館所蔵『公文録』第二三巻「皇典講究所設立ノ為メ金四
- 前掲『國學院大學八十五年史 史料篇』三七頁

34 33

- 『皇典講究所第一年報』(柳瀬喜兵衛、明治十七年)を参照
- 35 36 当初から高等教育志向で実質的には専門学校レベルでありながら、 ゐたが、東京府の記録では、明治三十三年になつて「専門学校」に 明治二十~三十年代初頭においては未だ「各種学校」に分類されて 立学校の原風景―』東京大学出版会、平成二十年、一四一、一四三頁)。 分類されてゐる(土方苑子『各種学校の歴史的研究―明治東京・私 前掲拙稿「近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」」
- 「発刊の趣旨」(『國學院雑誌』第一、明治二十七年)。 を参照。
- 38 37 前掲『國學院大學八十五年史』一三九、一四〇頁。『府立四中都立戸 山高百年史』(百周年記念事業実行委員会、昭和六十三年)を参照。
- 船寄俊雄・無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした 私学の役割に関する歴史的研究』(学文社、平成十七年)を参照。

39

- 41 40 例として―」(『大倉山論集』第五一輯、平成十七年)、太田拓紀「大 橋本鉱市「明治・大正期における文学部卒業生の社会的配分と役割 『我が國學院大學』(國學院大學、昭和十五年)四六頁。 カリキュラムと担当教員の分析―」(『論叢 正後期・昭和初期の私学における中等教員養成システム―4私学の 学における無試験検定による中等教員養成の研究―國學院大學を事 (『大学史研究』第一二号、平成八年)、豊田徳子「戦前期日本の私 二〇〇九』、平成二十年)などを参照。 玉川大学教育学部紀要
- と戦前日本―「国家神道」の地域社会史―』(有志舎、平成二十一年)、 祭祀者の研究―』(ペりかん社、平成二十一年)、畔上直樹『村の鎮守 多数あるが、小平美香『女性神職の近代―神祇儀礼・行政における

復刊第四九号、平成二十四年)などを参照。職会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相」(『明治聖徳記念学会紀要『歌会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相」(『東京大学日本史学研究室をめぐる議論と神社経営の実況から―」(『東京大学日本史学研究室志賀桜子「二十世紀初頭における府県社以下神職(一)(二)―任用志賀桜子「二十世紀初頭における府県社以下神職(一)(二)―任用

- $\widehat{43}$ 神道教学研究大会報告』『神社本庁総合研究所紀要』第一五号、平成が社会に対してやっていた」と述べてゐる(「第二十七回神社本庁 といったら、当然、当時の官吏は国家観とか国体への護持という姿 れた。阪本是丸は、「戦前においては、神職になるには別段、皇學許状を有する者や中学校卒業程度の者は、祭式を修めれば神職にな なされていました。皆が共有していた訳です。 勢がある訳で、氏子・崇敬者に対しても根本的にそのような教育が 高等官を経験して神主、大官社の宮司になれた訳です。これは何か 計を修めれば尋常神職、高等神職になれて、現実に判任官、奏任官、 い任用条件もあり、例へば、中等学校教員の国史・国文科の教員免 一○七頁を参照。但し、試験合格や神職養成機関を経なくとも良 二一七頁、武若時一郎『神社法』(良書普及会、昭和十八年) 一〇一 岡田包義 児玉九一『神社行政』(常磐書房、昭和九年) 一一〇~一一六頁 國學院を出なくとも、官吏をしていて、祭式と国語、 『神祇制度大要』(政治教育協会、昭和十一年)二〇七~ つまり、それは国家 国典と会
- 掲『國學院大學八十五年史 史料篇』五〇一~五〇四頁も参照。 方神職養成所ニ関スル綴』。なほ、「地方神職養成機関一覧」は、前(糾)國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵『地
- 一三〇、一三一、一三二号、明治二十二年)。また、二宮正彰「皇(4)「京都たより」「京都府下神官取締所」「神官取締規程」(『會通雑誌』第

- 五月十一日、六月十一日)も参照。五六一、五六二、五六三、五六三、五六六、五六三、五六六号、昭和十年四月二十一日、五月一日、典講究所と地方神職会との変遷(一)~(四)」(『皇國時報』第
- 「大神職養成所ニ関スル綴」『大正十五年十一月以降「分所養成部規則(打)國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵『地

48

- 心より感謝を申し上げる。(飯香岡八幡宮所蔵文書。同八幡宮の平澤牧人禰宜より御教示を得た。)

49

- (50)「財団法人大阪國學院」(現・一般財団法人大阪国学院)及び旧制「浪をから」(第五巻、平成二十七年)を参照。 まっき いっぱい 大阪國學院の事例から―」(『日本教育史学会成二十四年)、同「近代における国学的教育機関の社会的役割に関成二十四年)、同「近代における国学的教育機関の社会的役割に関成二十四年)、同「近代における国学院へ」(『國學院大學校史・学成二十四年)、同「近代における国学院)については、拙稿「大阪速中学校」(現・浪速中学校・高等学校)については、拙稿「大阪速中学校」(現・記述)を参照。
- 中学校ニ関スル重要書類綴』。 中学校ニ関スル重要書類綴』。 「昭和二年一月起」浪: (51) 一般財団法人大阪国学院所蔵『枢要書類』、『昭和二年一月起」浪:
- (52) 佐上信一「神官神職の教養問題」(『神社協会雑誌』第二四年第四号、

【附記】本稿は、日本学術振興会平成二十七年度科学研究費助成事業

ショナリズムをめぐる「知」の再検討―」(研究課題番号:一五K盤研究 (C))「国家神道と国体論に関する学際的研究―宗教とナ

二〇六〇、研究代表者:藤田大誠)による研究成果の一部である。

(ふぢたひろまさ)國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授)